国立大学法人室蘭工業大学奨学寄附金受入に関する事務取扱規程

平成16年４月１日

室工大規程第13号

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）が奨学寄附金の受入の取扱を適正に行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において奨学寄附金とは、奨学を目的とする寄附金及び有価証券で次の各号に掲げる経費に充てるためのものをいう。

(１)　学生に貸与又は給与する学資

(２)　学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費

(３)　学術研究に要する経費

(４)　前各号に掲げるもののほか教育研究の奨励を目的とする経費

２　前項の有価証券で奨学寄附金として受入れることができるものは、国立大学法人室蘭工業大学出納事務取扱規則（平成16年度室工大規則第30号）第４条第２項に掲げるものとする。

（奨学寄附金の受入れ制限）

第３条　奨学寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受入れることができない。

(１)　奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

(２)　奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

(３)　奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

(４)　寄附申込後、寄附者がその意思により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(５)　その他、学長が特に教育研究上支障があると認める条件

２　前項に掲げるもののほか、奨学寄附金を受入れることによって、既定配分予算で賄えない財政負担が伴う場合は、受入れることができない。

（奨学寄附金の申込の手続き）

第４条　奨学寄附金を本学に寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める寄附申込書を学長へ提出するものとする。

（奨学寄附金の受入決定）

第５条　学長は、前条の申し込みを受理したときは、寄附の目的、条件等を総合的に勘案の上、教育研究上支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。

２　学長は、前項の受入れを決定したときは、別に定める寄附受入決定通知書を申込者に送付するものとする。

（職員が奨学寄附金を受入れたときの取扱い）

第６条　職員は、第２条各号に掲げる経費に充てる奨学寄附金を受入れたときは、当該奨学寄附金を本学に寄附するものとする。

（奨学寄附金の受入れの公表）

第７条　この規程により奨学寄附金の受入れを決定したときは、決定した年月、寄附者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報を除く）及び寄附金額等を室蘭工業大学学報により公表するものとする。

（奨学寄附金の使途の変更等）

第８条　奨学寄附金は、指定された使途以外に使用することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長の承認を得て当該使途を変更し又は移し替えをすることができる。

(１)　奨学寄附金が千円未満となり指定された使途に使用することができなくなったものを他の奨学の目的に使用しようとする場合

(２)　寄附対象者が他の大学・研究機関等へ転出し、指定された使途に従った使用をするために、大学・研究機関等に移し替えをしようとする場合

(３)　寄附対象者が退職又は死亡等により指定された使途に従った使用の継続が不能になったために、移し替えをしようとする場合

２　寄附対象者は、前項各号の規定により使途の変更又は移し替えをしようとする場合は、学長に理由を添えて申し出なければならない。

（雑則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年度室工大規程第47号）

この規程は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年度室工大規程第14号）

この規程は、平成17年12月19日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則（平成18年度室工大規程第６号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成22年度室工大規程第５号）

この規程は、平成23年２月３日から施行する。

附　則（平成23年度室工大規程第９号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年度室工大規程第１号）

この規程は、平成24年６月11日から施行する。

附　則（平成25年度室工大規程第２号）

この規程は、平成26年１月27日から施行する。

附　則（平成27年度室工大規程第７号）

この規程は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（令和4年度室工大規程第５号）

この規程は、令和４年７月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。